

全 員 協 議 会 資 料

令 和 年 月 日

東大和市道路占用料の改定（案）について

東大和市道路占用料の改定（案）について

1 道路占用料改定の趣旨

新たな市独自の財源を確保する取組として、適正な賃料相当額とすることを前提としながら、道路占用料を改定するものである

2 道路占用料の算出について

現行

○東京都道路占用料等徴収条例（平成24年4月1日施行）の「市」の額

➤令和5年度決算額：59,292千円（特定公共物占用料を含む）

改定案

○令和4年12月に国土交通省が作成した「道路占用料改定のポイント」に基づき算出した額

➤令和5年度数量での試算額：79,468千円（特定公共物占用料を含む）

※令和5年度決算額との比較：+20,175千円（特定公共物占用料を含む）

（改定案における電柱等の定額物件の算定式）

➤平均地目の道路価格⁽¹⁾×使用料率⁽²⁾×占用面積⁽³⁾×修正率⁽⁴⁾

（1）平均地目の道路価格（固定資産税評価額に基づき算出）

令和6年度固定資産税概要調書の「宅地」平均評価額：95,521円／㎡

（2）使用料率（不動産鑑定士による調査及び意見に基づき算出）

平均地目の定額物件に用いる使用料率：4.39%

（3）占用面積（国の数値を準用）

占用物件ごとに定めたサイズ（例：第二種電柱：0.86㎡／本）

（4）修正率（国の数値を準用）

（1）～（3）までの算定要素は地上を使用する場合を想定していることから、上空や地下など道路空間の一部のみを使用する占用物件については修正率を乗じて占用料を減額する（例：上空5／10、地下3／10等）

※参考：第二種電柱の占用料の計算

95,521円／㎡×0.0439×0.86㎡／本×1≒3,600円／本

（現在の占用料2,880円／本）

3 主な道路占用料単価（案）について

○主な道路占用料単価一覧（年額）

単位：円

占用物件		単位	現行単価	改正後単価
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱（一種）※新規設定	円/本	—	2,300
	電柱（二種）	円/本	2,880	3,600
	電柱（三種）※新規設定	円/本	—	4,900
	電話柱（一種）	円/本	1,480	2,100
	電話柱（二種）※新規設定	円/本	—	3,400
	電話柱（三種）※新規設定	円/本	—	4,600
	共架電線その他上空に設ける線類	円/m	19	21
	地下電線その他地下に設ける線類	円/m	9	13
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	円/個	2,580	4,200
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	円/m	65	88
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	円/m	93	130
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	円/m	140	190
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	円/m	180	250
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	円/m	260	380
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	円/m	340	500
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	円/m	650	880
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	円/m	930	1,300
外径が1メートル以上のもの	円/m	1,860	2,500	

※上記の単価が適用される道路占用料が道路占用料全体の約99%を占めている

4 経過措置について

占用許可を受けている者における今後の資金計画への影響を緩和するため、経過措置として、「改定後の単価」と「前年度の単価を1.2倍した額」とを比較し、低い額（端数処理した額）を採用する

○経過措置（想定額）

単位：円

設定単価	①道路占用料	②特定公共物 占用料	③合計金額 （①＋②）	令和5年度決算額 との比較
市の現行単価による額 （令和5年度決算額）	57,627,379	1,664,987	<u>59,292,366</u>	—
令和7年度 （経過措置1年目）	68,349,014	1,998,968	70,347,982	11,055,616
令和8年度 （経過措置2年目）	77,019,424	2,163,668	79,183,092	19,890,726
令和9年度 （経過措置3年目）	77,304,314	2,163,998	79,468,312	20,175,946

※数量は令和5年度の決算数値を使用

5 今後の予定について

○令和7年2月：第1回東大和市議会定例会に「東大和市道路占用料等徴収条例」及び「東大和市都市公園条例」の改正案を提案

○令和7年4月：条例の施行・改正後の条例に基づく占用料を徴収